

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.kanaben.or.jp/

会名変更に伴って当新聞の名称が変わりました。



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

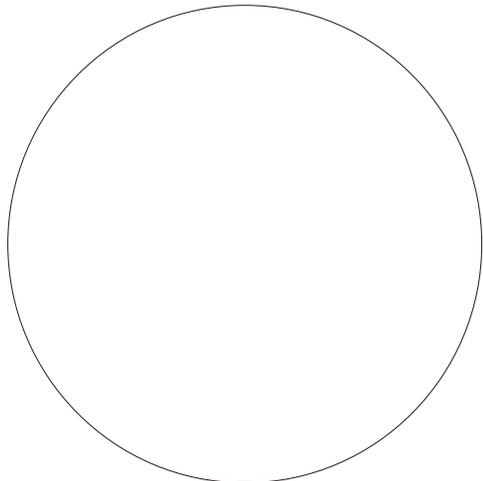
山ゆり

昨年はラグビーが衆目を集めた▼W杯では日本代表が大健闘、深夜のテレビ放映にもかかわらず多くの国民が一体となり熱狂した。また試合中は激しい攻防を繰り広げても、試合終了と同時に敵対関係も終了するラグビー精神「ノーサイド」のとおり、各国の代表選手が試合後に互いの健闘を笑顔で讃え合う感動的な姿が全世界に配信されたのも記憶に新しい▼国内に目を向けると、京都の名門校である伏見工業高校が最後の花園を戦い、散った。同校はかの有名なテレビドラマのモデルとなった高校であり、ドラマの舞台は神奈川県、ライバル校も県内に実在する強豪校が想定されていた▼その伏見工業高校、略して伏工は今春、約90年の歴史を閉じ他校と合併、校名も変更された。同校OBや全国の高校ラグビーファンは、伝統ある校名が消滅する寂しさを感じつつも、同校が新たな歴史の第一歩を踏み出すことに大きな期待を寄せているようである▼さて2016年4月、当会は組合時代を含め136年の歴史と伝統を持つ横浜弁護士会から神奈川県弁護士会に会名変更された▼会名変更に至るまで長年にわたり様々な紆余曲折があったが、決まった以上はノーサイド、会員各自が神奈川県弁護士会の名の下に一体となり、新たな歴史の第一歩を踏み出すことを期待して止まない。

臨時総会 開催 神奈川県弁護士会

より一層身近で利用しやすい司法の実現へ

2月26日、関内ホール小ホールにて当会の臨時総会が開催された。



「横浜弁護士会」最後の会長となる竹森裕子会長

横浜弁護士会の会名変更に伴う関係会規の整理に関する会規制定の件(第1号議案)

4月1日より、当会の会名が「横浜弁護士会」から「神奈川県弁護士会」に変更されることに伴い、当会会規中の「横浜

横浜弁護士会刑事弁護人等の推薦等に関する会規(会規第47号) 一部改正の件(第2号議案)

これまで少年事件の弁護人・付添人の候補者の推薦や当番弁護士等の派遣には、成人被疑者・被告人と共通の国選弁護人希望者名簿や当番弁護士名簿、少年事件特有の国選付添人希望者名簿など、手続の各段階で異なる名簿が用いられ、各名簿の登載者も統一されて

どもの権利委員会が中心となつて、少年事件用の統一名簿の創設と同名簿への登載要件としての研修受講の義務化について討論を重ねてきた。今般、必要な候補者数確保が見込めるようになったこと

より一層身近で利用しやすい司法の実現を目指す決議の件(第3号議案)

当会が会名変更により「神奈川県弁護士会」として新しい歴史を踏み出すにあたり、今年30周年を迎える総合法律相談センターを中心とした法律

から、「少年専用希望者名簿」の創設と研修義務化を柱とする刑事弁護人等の推薦等に関する会規の改正が提案された。提案につき、複数の賛成意見が表明され、全会一致で可決された。

ら法律相談以外の当会の活動にも言及した修正案が提出された。原案、修正案ともに活発に意見が交わされたが、執行部からは、市民と当会との最初の接点となることの多い法律相談への言及に絞ることにより、市民へのアピールを強めたいとの説明がなされ、採決の結果、まず修正案が否決



理事者側から見た議場風景

網紀委員会委員及び予備委員選任の件(第4号議案)

3月末に任期満了等となる網紀委員会委員(予備委員を含む)の後任を選任するため、弁護士2名、予備委員2名、学識者委員2名、弁護士予備委員2名を会長が委嘱する提案がなされた。いずれの候補者についても、質問・意見等はなく、全会一致で可決された。

(会員 滝島 広子)

問題 憲法シンポジウム

「安政法制と抑止力の正体」

日本独自の国家像を

に包まれた。

柳澤氏は、元内閣官房副長官補として、イラク戦争への自衛隊派遣に関

わつた経験を持つ安全保障の第一人者である。本講演では、専門家の見地から、安政法制や日本の安全保障の行方について

の見解が示された。柳澤氏は、安政法制は日米防衛協力ガイドラインの下、米軍を守ることを動機として作られたと

言う。これにより、アメリカを守れば抑止力が向上し、戦争に巻き込まれることは絶対にならないとの安倍首相の発言とは裏腹

に、アメリカの戦争に巻き込まれる可能性が高まってしまう。また、海外任務拡大も問題だと言う。これにより、自衛隊が戦闘地域で武器弾薬使用を伴う後方支援に従事できるように

なったが、自衛隊や日本国民がテロの標的になる可能性もまた高まってしまう。

講演後半では、戦争の原因や戦争に対する日本の向き合い方に関する話があった。その中では、戦争と抑止とは裏表の関係にある、抑止を重視すれば軍拡競争の危険を招くこ

と、戦争の原因としては利益・恐怖・名誉があるが、今の日本には不戦の条件が揃っており、これをどう生かすかが問題であること、米中は極めて微妙なバランスの上に立つっており、日本が安政法制を行使することにメリツトはないこと、日本の国土は狭いため戦場になつた場合の影響は大きく、早期収拾、紛争拡大防止を志向するしかないこと等が語られた。

最後に、無駄な戦争をしないために問われているのは、日本という国の国家像であり、日本にしかできないことを追求すべきではないかとの問いかけで締めくくられた。

(会員 笠置 裕亮)

講演する柳澤協二氏

竹森執行部 退任のあいさつ

退任の挨拶としてこの一年間を振り返り、そしてこの執行部で活動した仲間たちについて紹介したい。

竹森執行部の仲間たち

再び春になろうとしている。会務にもだいぶ慣れた。それでもふと気づくと残りの任期はわずかになっていく。やり残したことはないか、次期に回せるものはないかと点検作業が多くなる。会、そして執行部に課される課題はとて多く、そして、各問題は複雑に絡み合っていること。もあって簡単に解決策が出てこないものもある。どこまでできたかについては、当事者である私たちには何とも言いようがない。ただ、精一杯頑張ってきたというところだけは言える。

（副会長 佐藤 裕）

竹森裕子会長

任期中に2度の捻挫を経て禁酒。どれだけ苦しかったことでしょう。禁酒が4月になったらたくさん飲みましょう。飲めるのは妹尾と佐藤(裕)だけです。

佐藤正幸副会長

温厚な人物。会長より年上。そして、苦情や批判的問い合わせへの対応が秀逸。子どもたちのような副会長がかわいいのか、理事者室に頻繁にお菓子を買ってきた。ごちそうさまでした。

杉本朗副会長

多くの知識とこだわりと緩さを同時に持っている人。体力派の多い当期執行部の中で、それでもきちんとできたのはその知識、考え方のおかげである。議論での発言は鋭いが、お菓子を運んでいる後ろ姿は緩い。

坂本正之副会長

見た目と違って慎重で繊細。各種の調整に尽力し、通常総会の準備では黙々とシナリオを作り、更には任期の最後にインフルエンザに罹患するなど、意外な一面ばかりが目立った。他方で、焼肉の食べっぷりは見た目通り豪快である。

妹尾孝之副会長

きつちりとしていて、会計をやるために生まれてきたんじゃないかと思える人。支出についてのメリハリある対応のおかげで、何度か喜び何度か泣いた。でも振り返れば方針は一貫してよく考えられていたと思う。会に身を捧げる一方で、よそで愛を育んでいたというのが玉に瑕である。

佐藤裕副会長

正直でいい人。理事者室で人が起案をしようとお構いなしに、どうでもいことを話しかけるので、皆は楽しかったと思う。たぶん…迷惑だったかな。

常議員会 平成27年度

正・副議長退任挨拶

一年間ありがとうございました

議長 安藤 肇

1年を振り返るに、私は意思表示をして欲しかったのである。

議長として、議事運営において、議論の対象と決議の対象を明確にする。賛成意見・反対意見を極力明確に議場に顕出させること、これらのことに最大の配慮をしたつもりである。

3月の常議員会終了をもって、私は議長退任となった。

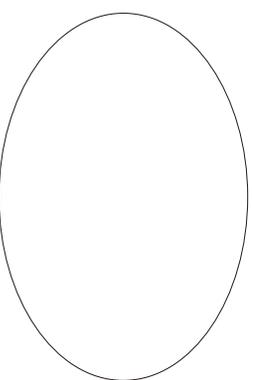
まず、1年を通して、常議員会に出席し、議事に参加して頂いた各常議員、及び議長をサポートしてくれた副議長に感謝をしたい。

また、来年の常議員会は私とは違った有能な議長が工夫して議事を切り盛りするだろう。そのことも信じている。

議長の「補佐」に徹しました

副議長 金谷 達成

瞬たりとも気が抜けない。言いたいことがあっても黙秘権ならぬ黙秘義務があり、常に「議場にこそ」で、理事者会で大変であったが、毎回の会議終了後にあり得ないくらい激しい反省会があり、議長はじめ皆様に癒され、とても楽しい一年間ありがとうございました。



公約どおり?一年間、安藤議長の補佐に徹した。副議長は副○長とは異なる?「自分の担当議案が終わったから安心」等ということば許されず、会議の終わりまで一

長にこそ「理事者会にこそ」という役割で大変であったが、毎回の会議終了後にあり得ないくらい激しい反省会があり、議長はじめ皆様に癒され、とても楽しい一年間ありがとうございました。

竹森執行部 退任のあいさつ

竹森執行部は難産だった。平成27年の年明けからは前期執行部に残ってもらうなら誰にしようか(会則第30条第3項)と相談するまでに追い詰められた。しかし、ギリギリで何とかなった。

副会長全員のインシヤルが「S」であることや、「佐藤」が二人、「まさゆき」も二人いることが当初は特徴とされていた。しかし、ある時皆が気づいた。「今期の副会長でかくねえか?」

そのため、会長が副会長の紹介をするときには「ボディーガード」だの「弾除け」だのと言うようになつてしまった。本当は坂本が少し標準より大きいだけのはずなのに、おかしな話である。

理事者会では議題が多く

て時間がかかる。すべてに気が抜けないというわけではないが、重要事項が潜んでおり、見落とすと後日委員会からお叱りを受けたりして大変である。

常議員会も緊張する。理事者会の人数くらいなら何とか煙に巻いてしまかすこともできないでもないが、常議員会は人数が多いし個性も…。そのためかまかしたところはいつかりと突っ込まれる。恐ろしい会議である。

4月に大変なのは予算なので、会計担当の妹尾以外は楽しく過ごしていたが、4月末日に事件が起きた。これにより安心安全な通常総会は勝負の場になることが予想された。その準備のために主に坂本が忙殺されること

になる(体重は増えていたよすがが…)。それでも何とか総会を乗り越えた。

夏には各期恒例らしい合宿を湯河原で開催した。総会が終わった疲れを温泉に癒しに行ったのではない。やっと時間ができたので、今後やるべきことを洗い出して検討するための合宿である。

秋になると途端にイベントが増えた。前橋、千葉、岡山、長崎、上海と誰かが出席するので、理事者会では様々なお土産を食べることができた。

冬は、臨時総会が2回あり、今期にやりたいと思っていたこと(不祥事対策など)はできた。

子どもの人権相談研修会

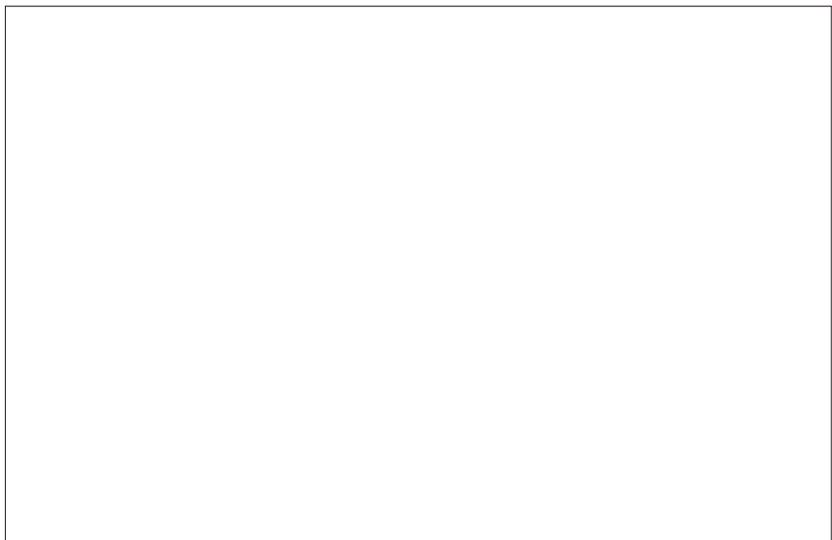
児童虐待と児童相談所

～子ども側と親側、双方の相談～

2月12日、子どもの人権相談の会員向け研修会として、児童虐待と児童相談所に関する研修が行われた。

まず、藤田香織会員より、児童虐待の基礎知識について講演が行われ、

続いて、横浜市西部児童相談所の高岡俊雄氏より、児童相談所の組織・一時保護について講演があった。



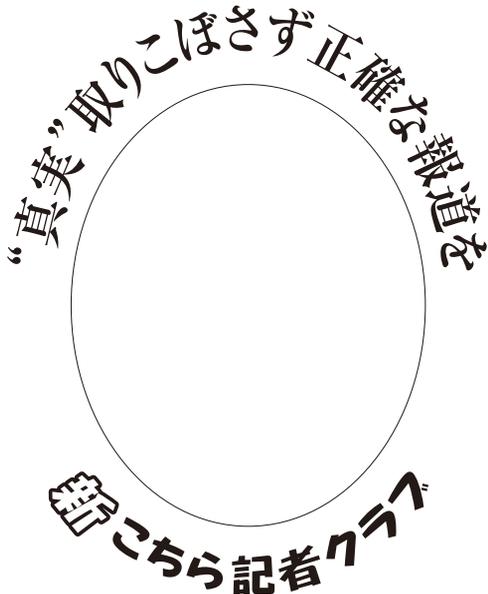
講演する児童相談所職員 高岡俊雄氏(右)

児相の対応の原則として、「child first」がある。子どもの安全を最優先し、虐待の事実が判明する前であっても、調査のために一時保護することは、児相の役割からすれば当然とも言えるが、裏返すと、親権者からは、「身に覚えがないのに子どもを一時保護された」と受け止められ、児相と対立する場面も出てくる。

このような場面での児相の対応や職員の苦労話など生の声を聞くことができ、また、一時保護所の内部の様子をスライドで知ることができたことは、非常に貴重な機会であった。

昨年5月に東京経済部から横浜総局勤務となり、まもなく1年を迎えようとしているが、県内発生の重大犯罪や、それにともなう大型裁判がこれほど数多くあるとは想像していなかった。人口約900万人が暮らす「神奈川県」の大きさを改めて思い知らされている。

大型裁判がある場合、事前取材が重要になってくる。昨年、2012年に発生した笹子トンネルの天井板崩落事故で息子さんを亡くされた遺族に、話を聞く機会があった。それまでご夫妻ともふさぎがちで、外との接触も難しい状況だったが、事故から3年が



たつて、ようやく、少しはあるが話せる気持ちになった。後にご主人に話を聞くと「どの経済記事を書き続けてきた身にとつて、正直、司法記事は難しく、神経を使う。公判時も、弁護士や検察のやり取りを頭に入れるので精いっぱい、まだ裁判内容の本質を見極めるまでには至っていない。

ただ、今後も次々と大型裁判が控える。なぜ、この判決に至ったのか、そして、そもそもなぜ犯罪は起きてしまったのか。裁判から浮かび上がる「真実」を取りこぼさず、正確な報道につなげていきたいと改めて思いを強くしている。

(産経新聞 那須 慎一)

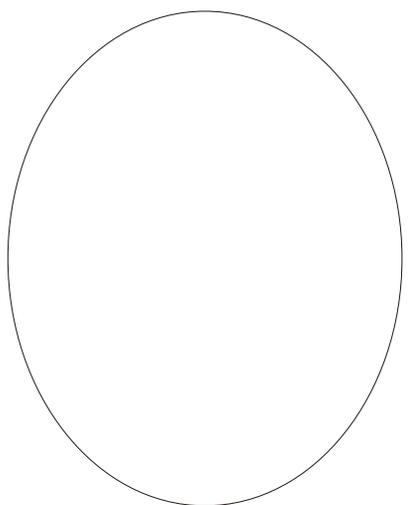
連載

戦後70年と横浜軍事裁判

第7回

大牟田分所事件と飛鳥田喜一

会員 間部 俊明



昭和21年度当代会長 飛鳥田喜一

大牟田市内にある福岡俘虜収容所第17分所は、三井鉱山株式会社三池炭鉱に近く、同鉱山の労務充足のために設けられたわが国最大の収容所であった。

昭和19年5月から20年9月まで、同分所の分所長だった某大尉が多数の俘虜虐待をしたり、部下の虐待を許容したりとして起訴されたのが6号事件である。

昭和21年1月29日から、横浜地方裁判所3号法廷において行われた28回の公判を、終戦連絡事務局の担当者が毎回傍聴し、一部期日の欠落はあるが164頁に及ぶ傍聴記録を残している。

返電書は、被告人は、俘虜を虐待し、竹の棒を向こうすねにはさみ、棍棒その他あらゆる道具を以て殴打することしばしばであり、極寒中に営倉内に監禁され、食事も支給されず、衣料品も与えられざるために、餓死した俘虜がいること、また、被告人は屢々営倉を巡視し、あるいは直接俘虜を殴打しまたは衛兵等の虐待状況を詳細に知悉していたこと、並びに2人の俘虜が被告人と衛兵によってたたき殺されたこと及び殴打のためその一眼を失明した俘虜がいること等を実名を挙げて記載し、被告人に対して嚴重処罰を要求していた。

945年2月頃、自ら泊まりがけで分所より80km離れた熊本市まで野菜の買い出しに行き、市民の疑惑を恐れて夜間密かに野菜を収容所内に持ち運ぶなどあらゆる苦心を払いつつ、俘虜等の食料については、最善の努力をなした」などの証言を引き出した。

検察側は、俘虜等が作成した95通の口供書に加えて、第23回公判において、同収容所に収容されていたものと連合国俘虜連隊長より送られた返電書を法廷において朗読することによって攻勢に出た。

返電書は、被告人は、俘虜を虐待し、竹の棒を向こうすねにはさみ、棍棒その他あらゆる道具を以て殴打することしばしばであり、極寒中に営倉内に監禁され、食事も支給されず、衣料品も与えられざるために、餓死した俘虜がいること、また、被告人は屢々営倉を巡視し、あるいは直接俘虜を殴打しまたは衛兵等の虐待状況を詳細に知悉していたこと、並びに2人の俘虜が被告人と衛兵によってたたき殺されたこと及び殴打のためその一眼を失明した俘虜がいること等を実名を挙げて記載し、被告人に対して嚴重処罰を要求していた。

米弁護士は、電報の証拠力を否定し、これを排除するように申請したが、委員会(裁判所)は、右電報を証拠とすることを決定した。同年2月14日、委員会は、もと分所長に絞首刑を言い渡した。この事件の日本人弁護士が飛鳥田喜一である。

飛鳥田は、明治23年に生まれ、大正13年1月、横浜弁護士会に入会し、昭和21年4月、会長となった。本件は、会長に就任する直前に担当した事件である。この事件受任当時、55歳だった。

飛鳥田は、後年、事情聴取にやってきた法務省の担当者(検事)に、被告人は、俘虜の食料に非常

に気を遣う「感心な男」だった。「死刑になり全くだった、いやな気持ちであったことを今でもはつきり覚えている」と語っている。

俘虜の食料調達に気を遣う「感心な男」がなぜ、絞首刑に処せられたのか。「沖繩戦後は、俘虜等間に志気高まり、放歌、口笛等日常の態度、表情にその事実が現れ始めた。このため被告人は、俘虜の取締に随分苦心するようになった」という第8回公判で語られた某大佐の証言が重く迫ってくる。沖繩戦後の大牟田分所(俘虜数1750人)の空気は、分所長の力を超えて急激な変化を見せていたのである。

この裁判の後、当會長に就任した飛鳥田は、起訴事件数の増加に直面し、「軍事裁判の弁護は、手弁当でやらねばならぬが、「日本国民のため」であり、また、日本の法曹界のあり方を世界に示してやるよい機会である」と会員に訴え、当會

は、昭和22年1月の臨時総会で、戦犯弁護義務化の決議を挙げることに

なる。

(次回へ続く)

